

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は企業価値を継続的に向上するためには、「コンプライアンスの強化」、「経営監視体制の強化」、「ディスクロージャーの強化」を図り、実践し続ける事が、社会から信頼され、健全で透明性の高い経営を実現する上で、最も重要な課題の一つであると位置付けており、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社TMK	800,000	31.63
武石健次	360,000	14.23
武石将樹	260,000	10.28
武石智樹	190,000	7.51
武石富江	160,000	6.32
津田鉄也	60,000	2.37
佐藤友亮	50,000	1.97
立花証券株式会社	49,500	1.95
武石博	20,000	0.79
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,000	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	武石健次 武石将樹
-----------------	--------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である代表取締役武石健次及び武石将樹は、本人と近親者及び自己の計算で保有する議決権が過半数である法人の有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数を占めており、支配株主に該当します。現在当社と支配株主との間で取引は行われておらず、また、その予定もありません。将来において、支配株主との間に取引が発生するような場合には、一般的な取引条件と同様に、事前に法令や社内規程等に則り検討し、取引条件等の決定が、恣意的に行われる事がないよう、取締役会において審議を得た上で決定する方針としており、取引の公正性、妥当性を確保することで少数株主保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
加藤一夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤一夫	○	株式会社プラスワンコンサルタント 代表取締役 ソーラー・リノベーションHD株式会社 代表取締役社長 SRアグリ株式会社 代表取締役 アップルインターナショナル株式会社 社外取締役 【独立役員】	企業経営者としての経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から当社の経営に反映していただけること、また、取引を行う上での条件等は、一般取引先と同様であり、特記すべき取引関係ではなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断した為、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の実数	4 名
監査役の実数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 監査役は、年間の監査計画に基づき、会計監査人から四半期毎の監査レビューを受けるとともに、相互に監査の実効性を上げることが出来るように定期的な意見交換や情報交換を行い、緊密な連携をとっております。
 監査役と内部監査部門の連携状況
 監査役は、内部監査を行っている経営戦略本部と緊密な連携を保ち、監査上の必要性に応じ経営戦略本部長から報告を求めています。また、経営戦略本部長は必要に応じて監査役会に出席して、内部監査の実施状況や内部監査計画等について報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の実数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている実数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
本間康雄	他の会社の実出資者													
吉成外史	弁護士													
佐藤正男	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
本間康雄	○	【独立役員】	他社におけるビジネス経験と企業経営者としての幅広い見識を有しており、客観的な立場から適切な監査を実施いただけること、また、a～lのいずれにも該当していないことから一般株主との利益相反のおそれがないと判断した為、独立役員として指定しております。
吉成外史	○	株式会社タカラトミー 社外監査役 株式会社バリューHR 社外取締役(監査等委員) アドソル日進株式会社 社外監査役 【独立役員】	法律の専門家として、経営の適法性を監視し、専門的な見地からの確かな助言・提言をもって監査を実施いただけること、また、特記すべき取引関係ではなく、一般株主との利益相反のおそれがないと判断した為、独立役員として指定しております。

佐藤正男	○	株式会社システナ 社外監査役 【独立役員】	税理士の資格を有し、税務および会計に関する相当程度の知見を備えており、専門的な見地から適切な監査を実施いただけること、また、a～lのいずれにも該当していないことから一般株主との利益相反のおそれがないと判断した為、独立役員として指定しております。
------	---	--------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する制度としてはありませんが、業績を反映して報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

2018年9月期における、当社の役員の報酬等の額は以下のとおりであります。

取締役 6名 148,390千円(内社外取締役1名 3,600千円)

監査役(社外監査役) 3名 13,600千円

(注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役における使用人分給与は含まれておりません。

2 取締役の報酬限度額は、2006年12月25日開催の第19期定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されております。

3 監査役の報酬限度額は、2006年12月25日開催の第19期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されております。

4 報酬等の総額161,990千円には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額28,700千円(社外取締役を除く取締役5名)及び役員退職慰労引当金の繰入額15,920千円(社外取締役を除く取締役5名に対して15,720千円、社外監査役1名に対して200千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役全員の報酬限度額は、2006年12月25日開催の第19期定時株主総会において年額240,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議されており、個々の報酬額については、毎年定時株主総会後の取締役会で決定しております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年12月25日開催の第19期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議されており、個々の報酬額については、毎年定時株主総会後の監査役会において監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役をサポートする担当部門は特に定めておりませんが、監査役会の事務局である管理本部総務部を中心として、全部門が協力する体制としており、関連部署が各資料等の提供を適宜行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、6名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成され、定例取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会は法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を逐次監督しております。

2. 監査役及び監査役会

監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の合計3名の監査役で構成され、全員が社外監査役であります。

監査役会の開催頻度は、毎月1回原則として定例取締役会の直後に開催しており、必要に応じ随時開催しております。

なお、監査役は取締役会をはじめとした重要な会議に出席し、取締役の業務執行の監査を行うとともに部門監査も実施し、経営監視が有効に機能するよう努めております。

3. 会計監査人

当社の会計監査人はアスカ監査法人であり、期中・期末に会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は、石渡裕一郎及び今井修二であり、両氏とも継続監査年数は7年以内であります。

また、監査に係る補助者の構成は、公認会計士4名及びその他1名であります。

4. 内部監査

当社は業務執行上の内部監査制度を導入しており、内部監査部門として経営戦略本部長及び部員1名が、業務執行における法令や規程の遵守状況及び業務の標準化・効率化をチェックする体制をとっております。

5. 当社では、監査役、会計監査人及び内部監査部門が相互に連携することで内部統制システムの有効性を高めております。

具体的には監査役は経営戦略本部と緊密な連携を保ち、監査の上で必要な報告を求め、経営戦略本部長は必要に応じて監査役会に出席して内部監査の計画や実施状況等についての報告を行っております。

また、会計監査に關係する事項については、会計監査人が確認を行っております。

さらには監査役及び経営戦略本部長は会計監査人が四半期毎に実施する監査結果報告会に出席し、意見交換、情報共有を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、毎年8月の定例取締役会において、期初から期末までの定例取締役会の日程を決定し、全取締役が出席して適正な意思決定を行い、監査役においても積極的に意見を述べる事が出来る体制となっております。

さらには、迅速な意思決定が適宜行われるよう臨時で取締役会を開催することも出来る体制となっております。

また、各取締役及び監査役の経歴は多様であり、それぞれの見識に基づく活発な意見交換を得た上で意思決定を行っております。

なお、取締役6名のうち1名が社外取締役、監査役は3名全員が社外監査役であり、経営の透明性及び適正性を高い水準で維持出来るよう努めているため、経営監視機能の面では十分に体制が整っていると考えております。さらには内部監査部門との連携や会計監査人との連携により、会計・業務の適正性は確保できていると判断しているため、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送日に先立って、東京証券取引所のTDnet及び当社ホームページにおいて早期掲載を行っております。
その他	当社ホームページのIR関連資料の中に、株主総会の招集通知及び決議通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書及び決算短信など、EDINET及びTDnetにより開示した全ての資料、株主総会の招集通知及び株主通信など株主向け提供書類をホームページに適宜掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フーマイスターエレクトロニクス企業行動規範」において、「株主をはじめ、顧客、取引先、地域社会など全ての利害関係者に対して、企業情報を公正かつ積極的に開示することで、透明性の高い企業活動を推進する」と規定し、全てのステークホルダーに対する姿勢について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に対する基本的な考え方

当社は、企業理念にかなう企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、永続的、かつ、安定的な企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムを整備し運用して行くこととしております。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 社内における行動規範・基準として、「フーマイスターエレクトロニクス企業行動規範」を定め、法令遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 当社は株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役会、会計監査人を設置する。取締役会は取締役10名以内により構成し、経営の意思決定と重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督する。監査役は4名以内により構成し、監査役会を定期的に開催する。また、各監査役は取締役から独立した立場において取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるとともに、取締役の業務の執行状況の監査を行い、かつ、計算書類等の適正を確保するため、会計監査を実施する。会計監査人は、独自の立場から計算書類等の会計監査を行う。

(3) 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、各部門における法令や規程等の遵守状況及び業務の標準化・効率化をチェックするなど業務執行状況の監査を行う。

(4) 経営関連、人事関連、経理関連及び業務関連における個別規程を整備し、取締役及び使用人に周知徹底することで、適正かつ効率的に職務の遂行を行う。

(5) 「内部通報者保護規程」に基づき、法令・定款に違反またはその恐れがある事項を直接通報・相談することができる体制を整備する。

(6) 「輸出管理規程」に基づき、輸出管理委員会を設置し、外国為替及び外国貿易法により規制される貨物及び技術の取引に係る必要な手続き並びに管理を適切に行い、必要な教育を実施する。

(7) 反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針として、「フーマイスターエレクトロニクス企業行動規範」に明記し周知徹底するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用することで被害の防止に努め、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 「文書管理規程」に基づき、文書の整理、保管及び廃棄を行う。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧することができる。

(2) 「機密管理規程」、「個人情報保護規程」及び「インサイダー取引防止規程」等に基づき、法令遵守はもとより、情報の漏えいや不正利用が発生しないように努める。

(3) 内部監査部門は各部門における情報の保存・管理及び廃棄処分状況を定期的に監査する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 「危機管理規程」に基づき、経営活動に潜在するリスクを特定し予見することで、平常時からリスクの低減を行い、経営危機の未然防止及び早期発見に努める。

(2) 重大な危機が発生した場合は、直ちに対策本部を設置する。また、混乱を防止するため「危機管理マニュアル」に基づき、危機の発生に伴い生じる損失や不利益を最小限に食い止めるように努める。

(3) 情報システム・スマートデバイス・SNS等の利用に伴う遵守事項を「システム利用規程」「スマートデバイス利用規程」「SNS利用規程」として定め、情報セキュリティ事故・情報漏洩等の未然防止に努めると共に、「セキュリティインシデント報告・対応規程」に基づき、発生時の被害・損失を最小限に食い止めるように努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時で開催する。

(2) 取締役会は各取締役の分掌業務を定めるとともに重要な意思決定事項に関し、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」等により決裁権限を明確化し、業務執行を適正かつ効率的に行う。

5. 当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社における重要な承認事項については、当社の取締役会の承認を得ることとし、重要な報告事項については、適宜取締役会に報告する。また、通常の業務における報告事項は、当社の定める書式により、当該子会社を管理する部門に対し日常的な報告を行う。

当該子会社を管理する部門においては、子会社の決算後(月次・四半期・年次)業績に対する評価を付した業績報告書を当社の取締役会に報告する。

イ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社は、当社の定める「危機管理規程」に基づき、危機管理及びリスクマネジメントを実施するとともに、当社に対し適宜報告する。

ウ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社が行う事業に関連する部門から取締役を派遣し、経営に参画するとともに経営上の指導を行う。

子会社に対する関連部門は、指導育成の基本的な方針を策定して、その実施を促進する。

エ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の規定する各種規程については、原則として子会社においても準用する。

当社の内部監査部門は、子会社の法令遵守及び内部統制の運用について評価を行うとともに助言等を行う。

オ. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ間における横断的なマネジメントにより、情報の共有化を図り、法令遵守及び内部統制の充実化についてグループ全体で取り組む。

随時または少なくとも3か月に一度、関係会社会議を開催し、当社と子会社から成る当社グループ間の緊密化を推進し、当社グループ全体の利益と企業価値の向上を図る。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を求められた場合は、補助使用人を置き、その人数及び地位は、監査役と協議の上、決定する。

(2) 補助使用人は、監査役の専任スタッフとして業務に当たり、他の部署の業務を兼任しない。

(3) 補助使用人に対する指揮命令権限は監査役又は監査役会に帰属する。

(4)補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分等に関する事項は監査役と十分協議し、同意の上で行う。

7.取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制及び監査役職務の執行について生じる費用等に関する事項

(1)取締役及び使用人は法令・定款に違反する行為をし、またはする恐れがある事実及び会社に著しい損害をおよぼす恐れがある事実を監査役に報告する。

(2)「内部通報者保護規程」に基づく内部通報において、法令・定款に違反またはその恐れがある事項について、監査役への適切な報告体制を確保する。

(3)これら監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(4)監査役は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対しその説明を求めることができる。

(5)監査役は内部監査部門と緊密な連携を保ち必要に応じて報告を求めることができる。

(6)会社法に基づく監査役からの費用等の請求について、監査役がその職務の執行に必要な費用の前払い等を請求した場合は、担当部署において審議の上、当該職務の執行において必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は会社の内部統制上の組織・規程・手続等の諸制度及び運用についての意見を取締役述べることができ、また当該諸制度に変更があった場合には、取締役に報告を求めることができる。

(2)監査役は代表取締役と定期的に面談し経営全般における課題や取締役及び使用人の業務執行の妥当性について意見交換する。

(3)監査役は取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、取締役会の意思決定及び業務執行状況を常にチェックすることができ、必要に応じて意見を述べるができる。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.企業行動規範に【反社会的勢力との断絶】として「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体からの要求には屈せず、毅然とした態度で臨むことで、健全な企業活動を推進します」と規定しております。

また、内部統制システムに関する基本方針においても「反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本方針として、「フォーマイスターエレクトロニクス企業行動規範」に明記し周知徹底するとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」を整備・運用することで被害の防止に努め、反社会的勢力との関係を遮断する。」と規定し、取締役及び使用人に周知徹底しております。

2.総務部を反社会的勢力対応の主管部門とし、有事の際には所轄の警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図れる体制としております。さらには、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、反社会的勢力に関する情報の収集や不当要求への適切な対応方法の指導を受けることにより、体制の強化に努めております。

なお、これらにより知り得た情報の有効活用や「反社会的勢力対応マニュアル」による社内研修の実施により、反社会的勢力との断絶に努めております。

3.新規取引先との取引を行う際には、当該会社が反社会的勢力であることはもちろんのこと、反社会的勢力との関係が現在及び過去においてあったかどうかなど、可能な限りの調査・チェックを行っております。

4.取引基本契約書において、取引開始後、反社会的勢力であることや反社会的勢力との取引、利器供与等の関係が判明した場合には、催告なしに一切の取引を解除することができることとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では当該基本方針及び買収防衛策につきましては、特に定めておりません。一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は法令及び当社が上場している金融商品取引所が定める規則に則り、公正で透明性の高い情報の開示を適切に行う事を基本方針として情報開示体制の強化を図っております。当社の重要情報については、法令、金融商品取引所規則及び社内規程等に基づき開示すべき重要な情報を網羅的に把握管理し、適正な情報開示を行う事としております。具体的には社内規程に基づき各部門において発生した重要な事実・情報等は「重要事実に関する情報管理報告書」により、情報管理最高責任者及び情報管理責任者に集約され、厳正な管理の上で適時開示の必要性を検討し、必要な場合には開示内容の適正性・正確性を確認の上、適時開示を行うこととしております。